

「尼崎市まちなか浸水深等標示板設置他業務」実施事業者募集要項

1 件名

尼崎市まちなか浸水深等標示板設置他業務

2 目的

本市では、猪名川・藻川、武庫川、その他市内の1級・2級河川の洪水、さらには、高潮及び内水氾濫による浸水や南海トラフ巨大地震による津波浸水など種々の災害事象によるリスクが想定されている。

そのため、平時から住民の浸水等の災害リスクへの意識を高めることに加え、本市への来訪者や外国人への多言語対応を踏まえ、災害時の迅速な避難行動に資することを目的とし、本市ハザードマップに準拠した各種情報（想定浸水深、避難場所情報、避難誘導に資する情報）を掲載した標示板（以下「本標示板」という。）を市内一円の電柱に設置することを前提に、これらに係る現地踏査及び設置箇所の計画、本標示板内容のレイアウト、製作設置を行うものである。

3 業務の概要

(1) 契約期間等について

契約締結日から令和7年3月31日まで

※1) 事業期間は、令和6年度から令和9年度までの4ヵ年を予定。

※2) なお、上記契約期間のうち、現地踏査および設置箇所の計画、設置に係る本標示板内容のレイアウト作成については令和7年1月17日までとし、残り期間を本標示板の製作設置の期間とする。

(2) 業務内容

別紙1「尼崎市まちなか浸水深等標示板設置他業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 提案上限額等

各年度の提案上限額は以下のとおりとする。

(消費税及び地方消費税を含む。)

期間	金額
契約締結日～令和7年3月31日	8,214,000円
令和7年4月1日～令和8年3月31日	8,214,000円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	8,214,000円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	8,214,000円
合計	32,856,000円

※1) 金額は契約額や予定価格を示すものではなく、提案上限額である。

- ※ 2) 令和 7 年度以降に係る年間経費（抜柱および移設に伴う設置箇所の計画修正、レイアウトの修正および本標示板の製作設置（修正分を含む。））は、年間 8, 214, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、令和 7 年度以降経費に係る提案書（様式 5）を提出すること。（令和 7 年度以降については、年度ごとの見積書提示により、契約を行うことを想定している。各年度の委託料は、市の予算の範囲内で別途協議し、会計年度ごとに締結する契約で定める。）
- ※ 3) 令和 7 年度以降については、本市の会計年度ごとに、令和 6 年度受託事業者と翌年度以降の業務委託契約について引き続き行うものとする。（前年度の業務において業務実績評価が適正である場合は、選定された事業者と、令和 9 年度まで契約可能とする。但し、本市において、予算に関する議会承認を得て、実施可能とする。また、予算の減額等があった場合はこの限りではない。）
- ※ 4) 令和 6 年度は、本標示板設置箇所・レイアウト内容の検討及び本標示板の施行予定枚数のうち一部の製作設置を行う計画とする。令和 7 年度から令和 9 年度の 3 ヶ年は、施行予定枚数の残りについて、年次的に均等な枚数での製作設置を行う計画とする。その他、電柱の移設・抜柱等に伴う、一部の設置箇所及びレイアウト内容修正、これら修正に伴う、一部の本標示板の再度製作設置を想定している。

4 選定の方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、プレゼンテーションによる審査を実施し選定する。
- (2) 審査結果については、令和 6 年 6 月 26 日（水）に文書にて通知する。
- (3) 審査により、最も高い得点を得た優先契約候補者と次点の 2 者を選定する。
- (4) 優先契約候補者が参加資格を喪失した場合は、次点の者と契約調整を行うことができることとする。

5 契約の変更、解除

- (1) 契約内容どおりの事業執行が認められない場合は、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合がある。
- (2) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (3) 契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 参加資格要件

本プロポーザルの参加事業者は、以下の参加資格要件のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者

及び本市の指示に柔軟に対応できる者

- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第2条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

7 失格の事項

本プロポーザルの参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は、その参加事業者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- (2) 見積書の金額が、提案上限額（令和6年度分及び令和7年度から令和9年度分）を超過した者
- (3) 企画提案書等（下記「10」の内容）の提出期限後に見積もりの金額に訂正を行った者（ただし、本市が過不足分を再提出させた場合はこの限りではない。）
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得た者
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

8 参加申請書等の提出等について

- (1) 提出方法及び期限
持参又は郵送（書留郵便に限る。）
令和6年5月27日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（中館8階）
尼崎市役所 危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課
電話番号 06-6489-6165
メールアドレス ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp
- (3) 提出書類
ア 参加申請書（様式1） 1部
イ 市税を滞納していないことの証明 1部
（ア）参加事業者が尼崎市に存在する本・支店及び営業所の場合、尼崎市市税を現

在滞納していないことの証明書

(イ) 参加事業者が、尼崎市に存在していない本・支店及び営業所の場合、当該所在地の市区町村税を現在滞納していないことの証明書

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 1部

エ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） 1部

オ 誓約書（暴力団排除に関する誓約書） 1部

(4) 参加申請結果通知

受領後、提出書類に不備がないものについては順次通知する。不備がある場合はその旨を連絡する。

(5) 注意事項

ア 提出期限までに参加申請書の提出がない場合は、企画提案書等の提出の意思がないものとみなす。

イ 参加申請書提出後の辞退は「参加辞退届」（様式2）を提出すること。

9 質問書の提出について

(1) 提出方法及び期限

様式3を「8(2)」のメールアドレスに電子メールで提出

（電話や訪問等での質問は受け付けない）

令和6年5月27日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

様式3 質問書（電子ファイル）

(3) 回答方法

質問があったものから順次電子メールで回答する。

(4) 注意事項

ア 質問書は、様式3で作成し、必要事項を記載すること。

イ 電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて着信確認を行うこと。

ウ 質問に対する回答は、全ての参加事業者宛てに電子メールにて送付する。

エ 質問の趣旨について、本市担当者から質問者へ問い合わせを行うことがある。

10 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法及び期限

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

令和6年6月13日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（中館8階）

尼崎市役所 危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課

(3) 提出物及び部数

ア 企画提案書（任意の様式）

イ 業務執行体制図（任意の様式）

ウ これまでの同種業務及び類似業務の実績（過去5年以内）
（任意の様式）

エ 見積書（様式4）及び内訳書（任意の様式）

オ 令和7年度以降経費に係る提案書（様式5）

以上の提出書類は、紙に印刷された正本1部、副本（コピー可）10部及び電子データ（CD-ROM）正副2枚を提出すること。

(4) 注意事項

ア 企画提案書については、任意の様式とするが、40ページ以内で作成するとともに、別添の仕様書に沿った構成とすること。（※）

（※）本募集要項P7に記載の評価項目・ポイントに定める事項の内容については、企画提案書に必ず明記すること。また、企画提案書のうち最低1ページを使用して、各事業者における本標示板（30cm×90cm相当）に記載するレイアウト（案）を作成すること。

イ 様式4及び様式5には、金額、所在地、社名及び代表者（代理人（受任者）で競争入札参加資格審査を申請している場合は、代理人（受任者））を記載し、登録印（本市との契約等に使用する印鑑として登録している印）を押印すること。

ウ 提出期限までに「(3) 提出物及び部数」に掲げた資料及び必要部数が提出されない場合は、失格とする。

エ 選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加事業者のうち、市内事業者（尼崎市内に本社や本店等がある場合）または準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等がある場合）であれば、本市が定める割合で一定の加点を行う。

（参考）【市内事業者または準市内事業者である場合の加点について】

以下の手順で選定時に加点を行うものとする。

(1) 最初に審査基準表に基づき提案内容の審査を行い、各事業者の評価点（①点）を算出する。評価点の算出に際し、一定基準（最低基準点）を設定。

(2) 一定基準（最低基準点）を超えた事業者については、次のとおり加点を行う。

ア 市内事業者であれば、①点の10%の加点を行う。

イ 準市内事業者であれば、①点の5%の加点を行う。

ウ 市内事業者、準市内事業者、市外事業者に関わらず、事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案があれば、①点の5%の加点を行う。

(3) 上記(1)+(2)の点数を最終評価点とし、選定を行う。

(最低基準点を満たさない事業者については、加点を行わず、(1)の点が最終評価点となる。)

- オ 提出された企画提案書等については、提出期限以降における書類の差替え又は撤回を認めない。ただし、本市から指示があった場合は、この限りではない。
- カ 見積書及び提案書の金額が、令和6年度の提案上限額及び令和7年度以降の経費の上限額を上回っている場合は、失格とする。
- キ 電子データの提出については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、納品物に不正プログラムが混入することがないように、適切に対処すること。
- ク 仕様書等に定めのない事項や疑義がある場合は、必ず本市に質問書にて確認を行ってから提案書を作成すること。

1.1 契約の特定条件

(1) 契約金額

契約締結にあたっては、見積書に記載された合計金額（当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））をもって契約金額とする。

(2) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内一括払。

(3) 契約保証金

尼崎市契約規則第31条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第32条に該当する場合は、これを免除する。

(4) 仕様書

企画提案書で提案される事項のほか、プロポーザル審査時に各事業者で質疑を受け、回答した事項については、原則として契約時の仕様書に反映する。

1.2 評価内容

以下の評価項目にて、「尼崎市まちなか浸水深等標示板設置他業務実施事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が評価を行う。

評価項目	ポイント	評価配分
避難誘導情報	・標示板に避難誘導に資する情報(避難場所名称・避難誘導方向等)の記載があるか ・仕様書の避難誘導に資する情報のレイアウトに係る調査について、仕様書の趣旨を理解して業務提案したものであるか	(20点/100点)
災害リスク情報	・標示板に災害リスク情報として想定浸水深の記載があるか ・仕様書の災害リスク情報(想定浸水深)のレイアウトに係る調査について、仕様書の趣旨を理解して業務提案したものであるか	
標示板のデザイン(※)	・市民等のだれも(本市への来訪者を含む)が容易にわかるデザイン・表示がされているか ・外国人のための多言語表記等についての記載が考慮されているか	(35点/100点)
標示板本体の仕様(※)	・標示板の母材の仕様は10年相当の耐久性を有するよう考慮されているか ・標示板の表示についても色褪せしないよう、10年相当の耐久性を有するよう考慮されているか ・維持管理の観点(第3者災害防止の観点等)が考慮されているか	
(標示板設置箇所選定に係る) 業務計画・条件整理(※)	・電柱位置の情報データベースや台帳を駆使して整理し、状況変化等があった場合も対応ができるか (複数年想定の実業において、今後想定される抜柱・移設に伴い、電柱位置が変わることなどが想定されているか)	(20点/100点)
(標示板設置箇所選定に係る) 本市特性の把握(※)	・本市の地理的特性などを把握して、各種業務提案ができるか (本市地域防災計画に記載のJR神戸線以北、海拔ゼロメートル地帯、猪名川・藻川や武庫川の河川沿い、南部臨海部における津波避難要注意地域等)	
企業努力・創意工夫・提案(※)	・事業者で本事業に資する企業努力や創意工夫など、仕様外の提案があるか	(15点/100点)
実務実績	・事業者でこれまでに同種事業や類似事業の実績等がどれだけあるか(過去5年以内)	
本年度事業費 費用	・上記内容を踏まえ、経済性を考慮した価格設定となっているか	(10点/100点)
次年度以降事業費 費用	・複数年想定の実業であることから、上記内容を踏まえ、複数年トータルで経済性を考慮した価格設定となっているか	

- ・(※)の項目については、評価において、本市が特に重点を置く項目である。
・「仕様外の提案」の事例としては、「既存避難誘導板の取り外し」などを想定している。

(1)プレゼンテーション評価による審査

ア プレゼンテーションの方法

参加事業者は、企画提案書等に基づく自ら提案の説明を行う。持ち時間は、上記説明に20分、その後の質疑応答に20分、計40分を予定している。なお、準備時間は持ち時間に含めないものとする。

イ 参加人数

各社5人以内とする。

ウ プレゼンテーション実施時の注意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書に沿って行うこと。追加資料の配付は原則認めない。
- (イ) 参加者は企画提案書内に記載の業務推進体制に記載のある者とする。
- (ウ) 説明は、本業務の中心となる担当者あるいは全体を統括する統括責任者が行うこと。説明者が本業務の中心となる担当者かどうか、確認を取ることでもあるので留意すること。

- (エ) 質疑応答については、参加者のうち、適切に回答ができる者が行うこと。
- (オ) プレゼンテーションに必要な機材は参加事業者が用意すること。
- (カ) 操作端末及び説明に必要な機器があれば全て参加者で用意すること。ただし、スクリーンを除く（本市にて準備）。
- (キ) プレゼンテーションでの提案内容及び質疑応答の内容は、企画提案書に記載された内容と同等とみなすので留意すること。

(2) 結果の通知

決定次第、文書により通知する。

1.3 事業者選定スケジュール

事業者選定のスケジュールは、次表のとおり。

日程	項目
令和6年5月16日（木）	提案募集、仕様書等の配布（ホームページ掲載）
令和6年5月27日（月）	参加申請書及び質問書の提出期限
令和6年5月29日（水）	質問書の回答
令和6年6月13日（木）	企画提案書等提出期限
令和6年6月20日（木）	審査（予定であり、日程変更の可能性あり） プレゼンテーション
令和6年6月26日（水）	選定結果通知（予定であり、日程変更の可能性あり）

1.4 その他留意事項

- (1) 今回の企画提案参加に要する費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするるとともに、本市としての指名停止措置がなされる場合がある。
- (3) 上記「8（3）」及び「10」に記載する提出書類については返却しない。
- (4) 本企画提案の実施期間中（提案募集から選定結果の通知まで）は、本業務に関する質疑等がある場合は必ず危機管理安全局危機管理安全部災害対策課へ行うこととし、審査状況の確認等本業務企画提案に関して審査員及びその担当部署へ接触することを禁止する。なお、これに反した場合は、失格とする。
- (5) 参加事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先契約候補者を特定する。
- (6) 配付資料（様式1～5）については、変更することがある。その場合は、配付した参加事業者全てに変更後の資料を送付する。
- (7) 提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (8) 本業務において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する
- (9) 企画提案書作成時において入手した本市から提供を受けた資料は適正に管理するとともに、情報漏えい及び不正使用しないこと。

- (10) 参加辞退届を本市に提出した場合、この事業に関して本市から提供を受けた資料については、直ちに紙媒体については裁断のうえ廃棄し、電子データについては消去すること。
- (11) プロポーザル審査時に各事業者で質疑を受け、回答した事項については、原則として契約時の仕様書に反映する。
- (12) 企画提案時における本標示板のレイアウト・デザインについては、プロポーザル審査時において内容決定されるものでなく、契約後に、レイアウト・デザインの最終決定を行うものとする。
- (13) 選定結果についての異議申し立ては一切認めない。
- (14) 参加事業者は、応募をもって、本募集要項に記載のすべてのことに承諾したものであるものとする。

以 上